

中小企業の経営者・管理職の皆さま

働き改革関連法が スタートしました。 問題

○、×でお答えください

Q1.社員が年次有給休暇取得（年5日）を拒否した場合、その責任は社員にあり会社には罰則はない

Q2.中小企業の残業規制は2019年4月からスタートしており、残業はほとんど出来ないようになっている

Q3.働き方改革関連法のスケジュールを知っている

Q4.働き方改革関連法が施行されても、管理職は時間管理の対象からはずされている

Q5.同一労働同一賃金は2021年4月1日からスタートする

Q6.勤務時間インターバル制度は全ての企業に義務付けられた制度である

Q7.中小企業の月60時間超の残業に対しては、2023年4月1日から割増賃金を50%に引き上げられる

全部答えられましたか？

回答は

有機経営

検索



有機経営株式会社
有機経営社労士事務所

TEL 098-851-4755
<https://yukikeiei.co.jp/>

